

『建撕記』の史料的価値（下）

石川力山

『建撕記』が編纂される背景には、いかなる意図があつたのか、また、『建撕記』が出現することによつて、いかなる道元像が確立されたのか、逆に言えば、いかなる道元像を確立するためには、企画されたのか等の問題については、既にすぐれた論考も公表されている。⁽¹⁾ それは、前々回からの本稿においてもしばしば指摘してきたように、道元下の日本曹洞宗の展開・発展の中で、瑩山紹瑾（一二六八～一三二五）・峨山韶碩（一二七五～一三六五）の系統が次第に一大教

とは疑いなく、『建撕記』の編纂は、寂円派の永平寺における正統性を主張した現存最古の文献である『宝慶由緒記』の成立とも表裏をなすものであつた。そして、『傘松道詠集』も、このような状況下に、道元に仮託して編集されたものといわれる⁽²⁾のである。

『傘松道詠集』は、いうまでもなく、道元が折にふれて作った詠歌を集めた、国文学史上には稀有な禅僧の歌集とされ、宗門内ではこれを道元の作として、今日に至るまで信じられ、疑われたことはなかつた。しかし、かつて、『傘松道詠集』に收められた和歌は、道元の『正法眼藏』の密着弾力のある言語に比して、はるかにリズムが低く弱いものであるとする指摘もあつたが、今日の学会の常識としては、その殆んどが道元の真詠歌とは決し難い、類歌の存する、道歌を改造したもの、及び、勅撰集や私家集に他人の作であることが判明しているものであることが立証されている。

一方、道元の俗系には、当時の中央歌壇の主導者的立場に居る人達が存したことは事実である。従来、道元の実父とされている久我通親は、六条派の歌人として知られる人であり、また近年、道元の実父として脚光を浴びている久我通具⁽⁴⁾は、『新古今和歌集』の撰者でもあった。こうした状況から考えれば、道元に歌作があつたであろうとしてもなんら不思議はない。しかし、たとえば『正法眼藏隨聞記』卷二には、

示云、無常迅速也、生死事大也。暫存命ノ間、業ヲ修シ、学ヲ好ニハ、只仏道ヲ行ジ、仏法ヲ学スベキ也、文筆詩歌等、其詮ナキ也。捨ベキ道理左右ニ及バズ、仏法ヲ学シ仏道ヲ修スルニモ、尚

多般ヲ兼学スペカラズ、況ヤ教家ノ顯密ノ聖教、一向ニ閣ベキ也。

仏祖ノ言語スラ、多般ヲ好ミ学スペカラズ。一事專ニセン、鈍根劣器ノモノ、カナウベカラズ。況ヤ多事ヲ兼テ、心想ヲ調ヘザラン、不可ナリ。（岩波日本古典文学大系八一、三四一—二頁）

とあり、『永平廣錄』卷十の山居十五首の中には、

久舍三人間ニ無愛惜、文章筆硯既抛來、
見_レ華聞_レ鳥風情少、乍_レ在_レ山猶愧_ミ不才

（『道元神師全集』下、一九八頁）

とあるように、文筆詩歌や文章筆硯は、畢竟否定されるべきものであった。勿論、こうした道元の立場が、建て前論として完全に終始一貫されたかとなると、卓抜した語脈をもつて展開される『正法眼藏』などをみる時、必ずしもそうとばかりは言えない氣もする。『永平廣錄』卷十には、多くの偈頌

（漢詩）が残されているが、その中には単に花鳥風月を詠じたとみてさしつかえないものも含まれており、『正法眼藏隨聞記』卷三にある、

今代ノ禪僧、頌ヲ作リ法語ヲ書カン料ニ、文筆等ヲ好ム、是則非也、頌不_レ作トモ、心ニ思ハシ事ヲ書タラン、文筆不_レ調トモ、法門ヲ可_レ書也、是ヲワルシト見タガラヌ程ノ無道心ノ人ハ、好文筆ヲ調ヘ、イミジキ秀句アリトモ、只言語計ヲ翫シテ、理ヲ不可_レ得。我モ本ト幼少ノ時ヨリ好ミ学セシ事ニテ、今モヤヤモスレバ、外典等ノ美言案ゼラレ、文選等モ見ラルルヲ、無_レ詮コトト存ズレバ、一向ニ捨ツベキ由ヲ思フ也。（岩波日本古典文学大系八一、三六三頁）

という主張とは明らかに矛盾する。今日、道元筆と伝承される和歌の断巻も処々に存する。これらの真偽問題については、客観的な論証が当然要求されようが、折にふれての歌作があつたと考へても不思議ではない。『法華經』は、道元が終生にわたって特に重んじた經典であるが、「題法華經詠歌」五首について、道元の作としてよい可能性を残しているとみられている。⁽⁵⁾しかし、それにしても、歌集としてまとめられるにいたるほどの量の歌作が道元に存したかどうかは疑問であり、「傘松道詠」という名称も、江戸時代になつてから、面山瑞方（一六八三—一七六九）の命名である。このような点を考慮し、また中世文学史の立場を踏まえて、むしろ道元には『傘松道詠』という歌集は無かつたことの方が、当時の新古

今の中興歌壇から超越した、道元の潔癖性を示すもので、こうした孤高性こそ、道元の作品が中世文学に珠玉の光を放つ所以であるとする見方もある。

それでは、『建撕記』において、いったいいかなる道元像が要請されたのであろうか。この点に関して、以下、『建撕記』が編纂される際に使用したとみられる史料との比較を通してみてみる。

二

そこでまず取り上げたいのは、京都東山区下河原町の、道元の茶毘旧跡の存する近くにある、鷺峰山高台寺に所蔵される、道元示寂前後の消息を記した古記録、一般に『高台寺旧記』と呼ばれるものについてである。鷺峰山高台寺は、現在は臨済宗建仁寺派に属しているが、もとは詮慧開創の永興寺（庵）の旧趾といわれ、慶長十年（一六〇五）豊臣秀吉の冥福を祈つて、北政所が発願建立したもので、元和年間（一六一五～一六二三）、建仁寺友竹紹益が臨済宗に改めたものである。また、この時、永興庵に安置されていた道元像は建仁寺に移されたが、さらにこの道元像は、宝暦元年（一七五一）八月、道元の五百回大遠忌預修に先だち、宇治興聖寺直指玄瑞によって拝請されて興聖寺に移され現在に至っているとされる。このように、曹洞宗とは、元来極めて深い因縁を持つ高台寺

の旧記中に存する道元関係の記事は、永正二年（一五〇五）の識語を持つ、注目すべき中世史料で、『建撕記』と極めて近似した箇所を有するもので、次にその全文を、『建撕記』の中の関係記事と対照させて掲げておく。（『建撕記』の記事は河村孝道編著本の瑞長本によった。）

高台寺旧記

建撕記

永平開山建長四年壬子ノ夏ノ比ヨ	△建長四年、今夏之比ヨリ微疾
リ微疾マシマス、最後ノ教誨ハ	マシマス、最後之教誨ハ、正法
八大人覚ナリ、コレ世尊最後ノ	眼藏ノ八大人覚ノ巻也、此教誨
教勅、開山最後ノ教勅ヘ、於末	ハ、仏ノ遺教経ヲモトトメ遺言
代コノ遺教ヲマモラハ、宗風永	也ト見エタリ、（中略）
久扇ヘ、門風流通シテ、退転ス	昔シ老僧達ハ此巻ヲ拝見セラル
ペカラズトヘ、	時ハ、感涙ヲモヨサレ、住持モ是ヲ談セラルル時ハ、声ヲ
	アケテ啼キ給ウ、此巻ヲ捧テ云ク、是コソ開山和尚ノ御遺言ヨ、
	此旨ヲマホラハ、宗風永扇門派
	流通、退転スヘカラズト云、開
	山大和尚ハ五十四歳ニテ御早逝
	也、ソノ遺言アル声ニ、御早逝ヲラシミ奉テナケキ給ウ也、此
	ハハツノ名目ハカリヲ記ス、志シ親切ノ輩ハ本録ヲ委ク可拝

ト歌トアリ、別ニシルス、

草ノ葉ニカトテセル身ノ木部
山、雲ニヲカアル心地コソス
レ、（八一〇八二頁）

△建長五年七月十四日、二代辨

和尚御入院アリ、開山御在世之
内也、（八一〇八一頁）

△建長五年七月十四日、二代辨

丹波路ヨリ御上洛ト云云、高辻

山城國生蓮房開山在俗ノ弟子
へ、信心無式之カノ妻室自ラ精
進而一巻ノ細布ヲ調ヘ織リ、遙
ニ持参而奉供養於開山和尚、感
無貳志、自ラ裁縫袈裟而尋常着
用セラレ、去ヌル年ノ夏、縫囊
而納以此袈裟被懷辨和尚了

△八月初五日、開山御上洛、二

入洛アリテワ、高ツチ西ノトウ
院ニ住メル俗弟子覚念カ宅ニ宿
シタマフ、覚念ハ永平寺ダンナ
ユカリノモノニテ、信心無式ナ
リ、御違例無増減モタヘマモナ
ク法華經ノ文ヲロニアソバシ、
涅槃トホカラズトノタマウ、咸
皆懷恋慕ノ思シメシナルヘキ
カ、

代辨和尚モ御伴也、是ハ開山御

病起ニツイテ檀越雲州大守頻ニ
有御上洛、ト望ミ被申、故ハ名
医ニ逢セ申御養性ノ為也（八一
頁）

△十年喫飯永平寺、十箇月來
云、

同八月二十八日申戌寅時御辭世
之偈自書云、

五十四天照第一天、打箇躰

跳触破大千、渾身無覓生

陷黄泉、

乃謂嘆畢、擲筆而逝、行狀記

ニハ、大千ノ次ニ嘆ノ字アリ、

御入滅ノ形相如現嚴時、（八三
〇八四頁）

△十年喫飯永平寺、十箇月來
云、

御上洛ノ其日、御頌歌在之、頌
義介和尚存スル仔細アリトテ賜
暇、ワレ寺院ヲ思フユヘニ汝ヲ
留メ置ク、相カマヘテ寺院ヲ能
能可照顧トク、和尚コレゾ最後
ノ拝顔最後ノ嚴命ナリトテ、肝
ニ銘シタマフ、御上洛ノトキ頌

同歌

懷辨和尚ハ肝ヲツブシ、ナソソ
早キト、半時ハカリ死ニイリタ
マフ、壇那太守仰天俯地テ五十
四年ノ早世ヲヲシミタマ、覚念
ハイキモタヘダヘニ食モトラ
ズ奉供養、コトノミシカキヲナ
ケク、僧俗遺弟ヒタンノコヘア
タリニミチヌ

御入滅ノノチ、雲州太守ノハカ
ラヒニヨリ、ヒガシ山建仁寺ノ
西門ヨリイリ、シバシ故僧正ノ
塔前ニ龕ヲトトメ、懷辨和尚舍
利礼文ヲ拳シ、ワカレヲシミ
タマフ、ソレヨリコノ寺ノ三昧
処、東山雲居寺ノヘタ、南ハ鷺ノ
山ニトナリセル白山嶺ノモト、
谷川ノホトリ、祇園林トイフナ
ル松並木ノシラナル赤築地花園
ノスミナル地ニ龕ヲウツシタテ
マツリ、如法ニ茶毘シタテマツ
ル、懷辨和尚舍利礼文ヲ拳セラ
レ、僧俗コレニ和シテ、宝龕ヲメ
グルコエモタヘタヘナリ、建仁
寺ノ僧ドモ、カワルカワル来リ
年ノ御早世ヲヲシミ給事、無ニ
比類、覚念其外僧俗之遺弟子等、
悲嘆ノ声更ニ不絶、懷辨ワ胆ヲ
ケシテ半時斗ハ絶エ入り給ウ、
(八四頁)

雲州義重、仰天臥地、五十四
年ノ御早世ヲヲシミ給事、無ニ
比類、覺念其外僧俗之遺弟子等、
悲嘆ノ声更ニ不絶、懷辨ワ胆ヲ
ケシテ半時斗ハ絶エ入り給ウ、
レナリケル次第ナリ、ソラナリ
ニシ僧俗ノトモガラ、別ニ詳シ
ク記サイナリ、經豪和尚筆ヲト
ラルト云云、

永興庵永平開山ノ茶毘所々、
詮慧和尚開之、經豪和尚住持
云云、ノチニ建仁寺西來院權
管、

同十日酉刻ニ越州吉祥山エ至リ
給ウ、同十二日申ノ刻、於レ方丈
如ニ入涅槃之儀式之、茶菓珍饈香
花灯燭ヲ備テ供養ヲ致シ、法事
勤行孝礼悉ク有レ之、塔ニ于本山
西隅二号ニ承陽一ト、

依□□□一校一
伝領 康徳寺弓箭

これらを一覧し、傍線部分に着目して比較してみると、
『高台寺旧記』・『建撕記』の両書の間には、具体的な修辞面
で、極めて密接な関係があることは明らかである。このよう
に道元遷化時の消息を伝える両書が、出拠を同じくする部分
を含んでいることは間違いないが、しかし、一方、全く異質
の記事も相互に存することにより、ここにいくつかの問題が
提起される。

問題の第一は、両書の成立の前後関係であり、これに関連
して起つてくる第二の問題は、果していづれか一方が一方を

前提したかどうかという問題である。すなわち、『建撕記』が

『高台寺旧記』を直接前提し引用したのか、それともその逆か。あるいはまた、別に両書が共に引用した、先行成立の文

献が存したかどうかということも問題となろう。そして、第

三の問題は、両書にみられる相互の異同、すなわち、両書の

増広や省略はそもそもいかなる意味を持つてゐるかというこ
とである。『高台寺旧記』と『建撕記』が、それぞれ共通の出
拠を持つことは、くりかえすまでもないが、さらにそれに増
広・省略の手が加えられることは、そこになんらかの意図が
なければならぬからである。

そこでまず、両書の成立について触れなければならないが、
『建撕記』については、本誌前号において、多少闇説した。

すなわち、現在、豊橋全久院に所蔵されている文献中に、永
平寺檀越波多野氏が、宝慶寺義雲を住持に拝請した際、義雲

は一旦これを辞退しており、この時の義雲自筆の辞退状があ
るが、それには、

此書札者□□□惠林禪師久所持□雖□被付□於建綱首座
禪師、亦建綱首座捨入于當院、

三条殿者當寺檀方御事也、檀方之私宅本者三条大宮在之、故号三
条大宮殿、而今疑是大宮之二字落失有歟矣、
長祿三年七月七夕誌焉、建撕書之

という建撕の識語が附隨しており、このことは、義雲の辞退

状が『建撕記』に直接用いられたことを証するものである。
そして、この長祿三年（一四五九）は、永平寺所蔵の『仏祖正
伝菩薩戒作法』の奥書に、

日本応仁二年三月七日、在承陽庵以、
先師綱和尚聽許書写之、

比丘建撕 五十四歳

とある、建撕の永平寺晋住の年とみられる応仁二年（一四六
八）に先立つこと九年前であり、建撕は恐らく、すでに長祿
三年の頃から永平寺において、師建綱の下で、道元の行状記
の編纂の業務についていたのであろう。『建撕記』の最終的
成立がいつ頃かは決論は出し得ないが、同じく『仏祖正伝菩
薩戒作法』の奥書に、

日本文明六年甲午五月二十日、在維那療以、
先師撕和尚聽許書写之

比丘光周 四十歳

とあり、文明六年（一四七四）五月二十日には、永平寺を光周
に譲り、同年七月三日には示寂しているとみられているの
で、永平寺晋住の頃にはすでに大綱が成立していたとみられ
る。⁽⁷⁾

一方、『高台寺旧記』の末尾にある、

永正二年九月□□□
依□□□一校——

伝領 康徳寺弓箭

という識語によれば、これが永正二年（一五〇五）九月に書写し校正されたものであることが知られるが、さらに、これの原本となつたものが既に存し、これを永正二年に書写校正し、康徳寺の弓篋なるものが伝えたということになる。従つて、これに先行するテキストがあつたことになり、しかも、

ツラナリニシ僧俗ノトモガラ、別ニ詳シク記サイナリ、経豪和尚筆ヲトラルト云々、

とある記載は、詮慧の弟子である経豪も、道元の荼毘に立合つたことになり、従来、注目されている箇所である。そして、『高台寺旧記』の特徴は、道元の遷化より荼毘に至るまでの経緯が極めて具体的、かつ群細に記されていることであり、特に『建撕記』の記事と比較して著しい特徴は、建仁寺との関係が異常に強調されていることである。『建撕記』の記載では、道元の遷化・荼毘に際して、建仁寺はなんら役割を果していないが、『高台寺旧記』によれば、遷化の後、まず建仁寺の西門より入つて、暫時、故僧正、すなわち栄西（一一四一～一二五）の塔の前に龕をとどめて、懷弊が舍利礼文を挙して、栄西との別れを惜しみ、次いで、建仁寺の三昧処である所の東山雲居寺の端に当る、白山嶺の下の谷川のほとりの祇園林という松並木が連なる赤築地花園の隅の地に龕を移して荼毘に付したという。三昧処というのは、葬場、火葬場のことであり、建仁寺管轄の火葬場で荼毘に付したことになる

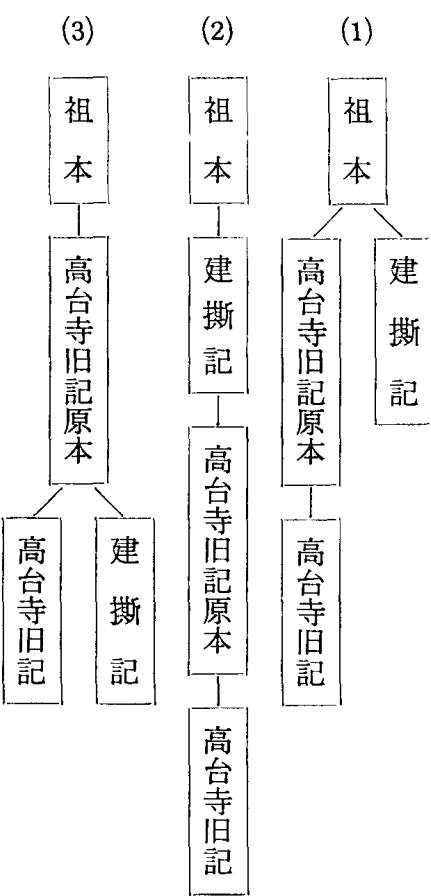
のであり、しかも、荼毘の最中、建仁寺の僧達が交代で来て別れを惜しんだというのである。このように、建仁寺との関係が強調される『高台寺旧記』と、少くともその出拠を同じくする部分を含む『建撕記』が、ここで建仁寺との関係について全く触れないのは、何を意味するものであろうか。

ところで、『高台寺旧記』の記載は、既にみたように、一見臨場感に溢れた、極めて具体的な記録とも受けとれるのであるが、

永興庵永平開山ノ荼毘所へ、詮慧和尚開之、経豪和尚住持云々、
ノチニ建仁寺西來院權管、

とある記載によれば、京都の永興寺（庵）は、もともと道元の荼毘所に創立されたもので、その後に詮慧や経豪がここに住したことになる。しかも、この永興庵はのちに、建仁寺西來院⁽⁸⁾の管轄する所となつたとするのであるから、この『高台寺旧記』そのものは、道元遷化時をはるかに下つた頃の成立とみなければならないことになる。「永興庵云々」の識語と、道元遷化前後の記事の成立を別と考えることもできるが、少なくともこの文献は、永興庵・建仁寺の関係が強く意識されていることは疑いない。寛元元年（一二四三）七月、道元は錫を宇治興聖宝林寺より越前に移すことになるが、詮慧はこの時、興聖寺の後席として京洛の地に留められる。こうした背景には、詮慧が天台宗出身することを考慮し、恐らく比叡

山との軋轢を予想したものと思われるが、今まで、詮慧開創の永興庵が、建仁寺の管轄下に置かれるに至つたことも、これと無関係ではあるまい。このような事情を前提するなら、『高台寺旧記』の記載も、『建撕記』と共に通する部分を共に含む祖本から派生したものと考えざるを得ない。ここにいう祖本とは、勿論、推測によつてその存在を設定した、道元示寂前後の消息を記した文献であるが、その先後関係、引用関係を類推するなら、次の三通りの考え方ができよう。



これに対し、『建撕記』の『高台寺旧記』に対する特徴としては、『八大人覚』が道元最後の教誨として詳しく述かれ、また上洛の際の頌と歌が記されているが、義介はここでは登場しないことはすでに述べた通りである。また上洛の道筋としては、丹波をとつたことが記され、涅槃近くになつて、『法華經』を頻りと誦したが、その文言が載せられており、最後に、建仁寺との関係は全く触れられず、また懷旛の舍利礼文諷誦のことも記されず、京洛の地における茶毘は極めて簡単で、九月六日には京を出発し、十日には永平寺に至り、懇懃に供養が営まれたことを記している。また、覚念の私邸で道元が「妙法蓮華經庵」と書いた柱を抜き、越前月尾山下に塔婆を建立して供養したこと、『高台寺旧記』には見られない記事である。

これらの三説の中から、妥当性のある論が導き出せ得るか否かは後に述べることとして、まず、『高台寺旧記』『建撕記』の、それぞれの立場の著しい相違を指摘してみると、『高台寺旧記』については、山城の固の生蓮房の妻室が、精進して細布一巻を調べ、遙かに持参して道元に供養したので、道元はその志に感じて、自ら袈裟を裁縫して常用したが、これを懷旛

で、建仁寺との関係が極めて強調されることと、『建撕記』で、義介に対しても遺戒したとする記事が無いことである。

前者については、後でも述べるように、『建撕記』の栄西・

道元相見説に対する立場は、『三祖行業記』の説を承けながら、しかもこれを敢て無視して、道元は栄西と相見したことになっており、もし、『建撕記』が、道元遷化時における建仁寺の役割を知っていたなら、これを採用しない筈はない。従つて、『高台寺旧記』における建仁寺との関係は、少なくとも祖本には無かつたとみてよく、前記(3)の説は成り立たなくなる。

また、義介の永平寺における位置付けについては、すでに他の論考でも指摘しているように、⁽⁹⁾寂円派としては、『宝慶由緒記』の立場、すなわち、寂円を永平寺三代とし、義介・義演を前住として位置付け、永平寺は寂円派の伝法の次第をもつて一流相続されて来たことを主張するものであり、このようないい立場が微妙に反映しているとみてよいのではなかろうか。

こうした諸点を考え合わせるなら、道元の示寂前後の消息を書き残した記録から、『建撕記』『高台寺旧記』がそれぞれの立場からこれを取捨選択し、あるいは附加して両書が成立したか、あるいは、『建撕記』の説を承けて『高台寺旧記』の

原本が成立したかのいずれかになると思われるが、『高台寺旧記』が、道元の遷化・荼毘の記事のみに終止していることを考慮するなら、(1)の説がより妥当な成立過程ということになるのではなかろうか。

また、生蓮房の妻室が献上した細布によつて、道元自ら裁縫して作った袈裟は、宝治二年(一二四八)夏、懷眞に伝えられ、さらにこれは『三祖行業記』等によれば、弘安三年(一二八〇)八月十五日、懷眞は遷化に先立つて、これを義介に与え、『広福寺文書』の「紹瑾法衣附属状」によれば、義介はこの袈裟を、永仁三年(一二九五)正月十四日、瑩山紹瑾に与え、瑩山はさらにこれを、応長元年(一二三一)十月十日、明峰素哲(一二七七~一二五〇)に伝えた。⁽¹²⁾次いで同じく『広福寺文書』の「素哲附法狀」によれば、元弘三年(一二三三)正月十七日、明峰はこれを大智(一二九〇~一二六六)に伝授している。⁽¹³⁾

建長四年(一二五二)夏頃の道元の示疾にはじまる『高台寺旧記』に、この生蓮房の妻室寄進の法衣の話が挿入される意図が不明であるが、『高台寺旧記』の記事は、『広福寺文書』の「紹瑾法衣附属状」を前提することは明らかであり、このことは、この史料が、義介・瑩山の側の立場に立つて書かれていることを示しているのではなかろうか。あるいは、この法衣が大智にまで伝わっていることを考慮するなら、大智が永興庵を訪れた形跡があるので、あるいはこの史料の成立に、

大智がかかわっている可能性もある。ただ、大智が永興庵を訪れて詠じた偈頌が残されているが、それによれば、

礼_三永興開山塔

空堂只見綠苔封、法席無_三人補_三祖宗、
滿樹落花春過後、杜鵑啼_レ血夕陽紅

（『続曹全』法語・歌頌七五三頁）

とあり、いかにも荒れ果てた永興庵の様子を髣髴させる。しかし、果してこれが事実であったのか、それとも、永庵庵が既に建仁寺の管理下に移った事實を嘆いて、これを詩的に表現したのか、いずれとも決し難い。

『高台寺旧記』が詮慧・経豪の伝承にかかわるものか、それとも、義介・瑩山の系統に関りがあるかはここでは結論は出し得ない。しかし、かりに生蓮房の妻室の供養にかかる白衣の伝授が、この祖本に元来あったとしても、これは寂円派には伝承されなかつたのであるから、永平寺における正統性を主張する寂円派の立場からは、当然、これに関する記事を載せるわけにはいかなかつたはずである。

このように、『高台寺旧記』と『建撕記』との間には、その成立に微妙な立場の相違を見せており、特に『建撕記』には、寂円派としての意識が認識されていることは随處にみられるのである。

三

次に、『建撕記』が確実に依拠としたとみられる『三祖行業記』（『三大尊行状記』）との関係について考えてみるが、先ず、『建撕記』が「行状記に云く」として引用している箇所、及び、当然『三祖行業記』によつたとみられる箇所とを対照させて次にかかげておく。

三 祖 行 業 記

建 撕 記

建保五年丁丑、十八歳秋、始離_三
本山_二投_三洛建仁寺、從_三明全和尚、猶極_三顯密之奧源、習_三律藏
之威儀、兼聞_三臨濟之宗風、即列_三黃龍之十世、（『曹全』史伝上、二頁）

△建保二年、行状記云、入_三光禪師之室、初聞_三臨濟ノ宗風、千光ハ建仁寺開山榮西之御事也、又明庵和尚トモ申ス、（八頁）

始歸_三於本國、寓_三止於建仁寺、漸求_三隱居地、（同三頁）

同三年、貞永元年二至迄、寓_三止建仁寺、漸求_三隱居之地ト、（同三十三頁）

寛元二年甲辰七月、草_三創吉祥山永平寺、土木未_レ備、堂閣僅_二三、然而以_三深山幽谷、占以為_三一生幽棲之地、（同三レ四頁）

△開山御在世之時ハ、七堂皆迄ハ不_レ立耶、行状記云、土木未備、堂閣僅_二三トアリ、（五四頁）

建長五年癸丑八月二十八日、夜

半示レ偈自書云、五十四年、照ニ

第一天、打箇跨跳、触破大千、

咦、渾身無レ処レ覓、活陷黄泉、
擲筆而逝、(同四頁)

同(建長五年)八月二十八日甲

戊寅時、師辭世之偈自書云、

五十四年天照第一天、打箇

跨跳、触破大千、渾身無レ覓

生陷黄泉、

乃謂咦畢、擲筆而逝、行狀記

ニハ大千ノ次ニ咦ノ字アリ、

(八三七八四頁)

二祖辨禪師

禪師、生藤氏、諱懷辨、洛陽人也、九条相國為通曾孫、鳥養中納言為実卿孫也、建久九年戊午生下、(同四頁)

△永平二代辨和尚行狀記云、

建長九年成午辨和尚生下、藤原氏、洛陽人、九条相國為通曾孫、鳥養中納言為実卿之(曾)孫也、(一〇四頁)

果八月廿四日、沐浴如常、入夜示曰、先師半夜円寂、予又慕之、至丑可往、師曰日記事、至其日記云、今日予死、所世奇異、(同五七八頁)

毎日日記ヲ付ラレタルカ、八月廿四日ニ至テ、和尚云、我今日可死ト記シマシマス、先師開山和尚モ半夜ニ涅槃アリ、吾モ又タ至丑ノ刻ニ可レ逝ト也、如日記、八月廿四日夜丑ノ刻ニ逝シ給ウ、(一〇九頁)

二代御現住ノ内、仏法僧ト鳴ク鳥來テ、常鳴ケリ、享徳年中ニ

此声皆人聞也、委細ハ行狀記ニ見レ之、(一一〇頁)

『三祖行業記』に依拠したと見なされる部分はこれだけにとどまらないが、以上の対照によつても、『三祖行業記』が確実に前提されていることは知られる。ただ、道元在世中は七堂伽藍は未だ完備していなかつたとするが、『三祖行業記』では、これはあくまでも寛元二年(一二四四)の時点としているのを、「土木未レ備、堂閣僅兩立」という記事だけを採用して、道元在世中に置きかえてしまつたものであり、また、道元辞世の頃についても明らかに『三祖行業記』の記事を知りながら、これを別の資料によつているなど、読み替えや取捨撰択が大いになされていることが注目される。

特に、『三祖行業記』との関係で注目されるのは、道元と栄西の相見問題で、『三祖行業記』では明らかに建保五年(一二一七)十八歳で比叡山を下つたことになつてゐるのを、敢て栄西存命中の建保二年の記事に改め、栄西の直接の指導を受けたことにしてゐるのである。さらにこれに続けて、

△(建保)三年今年七月五日、建仁寺開山栄西和尚七十五歳ニ
ノ涅槃アリ、然レハ建仁開山ノ会下ニ在ス事四ヶ年也、

とあり、栄西に参じたことを明記している。

ところが、『建撕記』は別の箇所でこれと全く異なる道元

伝を記している。すなわち、

住山六季ノ間ニ經ヲ看給事二遍也、宗家ノ大事、法門ノ大綱、
本来本法性、天然自性身、此理ヲ顯密ノ両家ニテモ不落居、大
イニ疑滯アリテ、三井寺ノ公胤僧正ノ所エ参シ問イ給様ハ、如
来自法身法性ナラハ、諸仏為ニ甚麼^{ナニトシテ}更發^{レバ}心修行^{シキ}菩提ノ道、公
胤僧正教示云、此間所我輒答ヘカラス、吾宗家ノ訓訣アリトイ
エトモ、未^ニ尽^ム其義^ニ也、我伝聞、大宋國ニ伝^ル仏心印、正宗アリ、
直ニ入宋ノ尋ヌベシト、師公胤ノ教示ヲ聞テ、其秋、十八歳ニ
メ本山ヲ出テ、建仁寺ニ掛錫シ、明全和尚ニ隨順メ、猶^ヲ顯密
ノ奥源ヲ窮メ、律藏ノ威義ヲ習イ、臨濟ノ宗風ヲ聞給イ、即黃
竜十世ニ烈シマシマス者也、

とあり、これによれば、道元の叡山における修学は、建暦二

年（一二二二）十三歳の時より、建保五年（一二一七）十八歳の
時までの六年間ということになり、栄西との相見参考は成り
立たないことになる。さらに公胤僧正の教示は、直ちに大宋
国に行き、仏心印を伝える正宗を尋ねよというものであり、
栄西への参問はすすめていない。恐らくこれはなんらかの古
伝によつたもので、栄西相見説を否定する史料とはみなさな
いでそのまま採用したものと思われる。それは、この箇所の
前の文に

（建保）五年八月廿五日ヨリ、建仁寺二代和尚ノ室ニ入給ト云
云、此已前ワ山ト建仁寺トノ間ヲ往来アリ、云々、

とあるように、明らかに栄西相見説とのつじつまを合わせる

ための文を挿入しており、したがつて栄西道元相見説は、『建撕記』の作者の意図的作為による所産であつたということができるよう。

『三祖行業記』の外にも、『洞谷記』『伝光錄』等の古伝は、いざれも栄西との相見は言わないのに對し、『建撕記』がことさらに筆を曲げ、引用文を変えてまで栄西に相見せしめざるを得なかつた理由は那邊にあるのであろうか。恐らくこれは、虎関師鍊（一二七八～一二四六）の『元亨釈書』の編纂によつて、栄西の日本禪宗初祖としての位置が確定し、しかも、延文五年（一三六〇）には『元亨釈書』は入蔵の勅許を得ており、さらに『元亨釈書』卷六の道元伝では、

釈道元、姓源氏、京兆人、紳縷之胤也、始謁^ニ建仁明庵、庵為^ニ法器、後乘^ニ商船^{一入}宋地^ニ云云、（D62. p99a）

とあり、明らかに栄西相見説が提示されており、これらによつて、寂円派としての道元像は、日本伝禪の初祖に連なる権威を持った人間像が求められたものと思われる。

四

以上、三回に亘つて『建撕記』の歴史史料としての特質、特に寂円派の伝承資料としての側面に注目して、その成立の背景、依用資料の問題、依用資料の取捨の基準等について論考を重ねてきた。

『建撕記』の持つ、日本曹洞宗史上における歴史的意義は、勿論以上論じて来たことだけに尽きるものではない。そこにはさらに、単なる宗祖としての道元像だけではなく、思想史上における道元像の変遷も考慮しておかなければならぬ。

また、寂円派としての問題についても、宝慶寺と永平寺との関係、『傘松道詠集』の問題など、改めて問い合わせなければならない多くの問題を残しているが、これらについては、根本的に問題を考え直している最中であることを記して擱筆する。

註

(1) (2) 船津洋子「『傘松道詠集』の名称・成立・性格」(『大妻国文』五号、昭和四十九年三月)。

(3) 橋川正『日本佛教文化史の研究』(大正十三年八月、中外出版株式会社)二五四頁し「道元禪師の傘松道詠」参照。

(4) 山瑞昭道「『伝光錄』に示された高祖の慈父」(『傘松』昭和四十九年四月号)、中世古祥道『道元禪師伝研究』((昭和五十四年一月、国書刊行会)四九頁)、第一章幼少時代、第一節俗系の研究。

(5) 間中富士子「中世における禪及び禪僧の和歌」(『鶴見女子短期大学紀要』二号、昭和三十七年五月)参照。

(6) 安良岡康作「中世的文学の孤高性について」(昭和五十五年五月二十四日、駒沢大学における、中世文学会春季研究発表会の発表)。

(7) 『建撕記』の成立については既に諸説提起されているが、

『建撕記』の史料的価値(下)(石川)

小川靈道「古写本建撕記とその成立に就て」(『宗学研究』第四号、昭和三十七年三月)は、天文本(瑞長本)『建撕記』によつて、応永二十七年(一四二〇)六月、宝慶寺喜舜と協力して完成されたとし、大久保道舟『修訂道元禪師伝の研究』(昭和四十一年五月、筑摩書房、二六頁)は、応仁二年より文明に跨る時代とし、河村孝道『諸本永平開山道元禪師行状建撕記』(昭和五十年四月、大修館書店、一二〇〇頁)は、文明三・四年頃には『建撕記』の第一次蒐成作業、すなわち草稿本は完成していたとされる。

(8) 西来院は、大覺派蘭溪道隆(一二一三～一二七八)の塔頭で、曹洞宗とは元來関係はない。『和漢禪利次第』(『続群書類聚』卷八二一)、『扶桑五山記』卷四参照。

(9) 拙稿「『宝慶由緒記』の史料的価値」(『印度学仏教学研究』二十五卷一号、昭和五十一年十二月)、同「寂円派研究序説」(『日本佛教史学』十二号、昭和五十二年八月)、同「『建撕記』の史料的価値(上)」(『駒沢大学仏教学部論集』九号、昭和五十三年十一月)等参照。

(10) 「辨師最後八月十五日、嘱^レ師(義介)云、公者予長嫡也、先師開闢和尚、与^ニ持住職、付与有^ニ袈裟、滅後^(ニカ)十八年、頂載一日不^レ雖^レ身、一生已^ニ護持、今付^ニ与^ニ公、衣法同伝、來際弘通、勿^レ令^ニ断絶」(『曹全』史伝上、八頁)

(11) (12) 『廣福寺文書』に、次のようにある。

(花押)

伝附 紹瑾長老

相伝衣一領、納袈裟、

右件法衣者、永平開山初祖之袈裟也、其地者細布也、初祖之在俗弟子中、有山城國生蓮房人、彼妻室、於初祖信心無式、自精進潔齋而調織、遙持參於越州永平寺、所奉供養也、初祖感信心無式志、自裁縫而尋常着用、終寶治式年之夏、縫袈裟囊而納之、建長五年癸丑七月、以永平之住持職、被付二代和尚時、以此袈裟、同付囑二代和尚、然間住持十八年之間、上堂、布薩等着用此法衣、凡滅後廿八年、暫時無離衣宿、護持頂戴、最後病中、弘安三年戊寅八月十五日、召義介示云、公者懷辨長嫡也、此法衣者、先師与住持職付囑袈裟也、於身最尊重寶也、然者法嗣雖人多、公者依長嫡、即欲付授、于時義介三拜而伝領、其後十六年頂戴之護持來、永仁二年乙未正月十四日、附法紹瑾時、以此法衣、同伝授、即示云、已三代頂戴、最可奉尊重法衣也、爾入院開堂伝法之外、不可著用、一生可恭敬頂戴、今延慶二年己酉九月 日 在病床記之、

之弟子、和漢兩朝尋師訪道、學操履於古人、類志氣於千聖、深願上宗門立棟梁、進欲汲洞水之嫡流、故正中乙丑十二月十三日、再參西堂、重啓密意、西堂即聽許、祖願茲滿足、加之、昔年詣先師密、伝授仏祖之正脈、今日入老僧堂奥、決擇自家之大事、實是楣樹第一枝、永光正伝灯地、灯燈連続、枝枝繁榮、周覆沃桑、遠方古伝、印証獎之旨、半夜挑法燈、顯正嫡之仁、伝衣同附授、願護持堅密、望莫斷絕、聊以偈句、表伝衣事、至禱至禱

偈曰、

飲光大士保任事、頂戴奉持鷄足中、
祖寶伝灯無斷絕、竟華會上繞心宗、

告元興三年癸酉正月十七日

伝授大智首座

永光第二代住持表哲（花押・朱印）

（『曹洞宗古文書』上、五二九～三〇頁）

釈迦牟尼五十三世、永平寺三代 大乘開山義介（花押）
恭敬頂戴、今延慶二年己酉九月 日 在病床記之、

大乘第二代當住紹瑾伝領

今次此伝衣并當寺住持職及聖教道具・

當寺寄進狀・讓狀等、付囑素哲侍者、

干時應長元年辛亥十月十日、大乘第

二代紹瑾記

（『曹洞宗古文書』上、五二七～八頁）

（13）『広福寺文書』に、次のようにある。

諸仏法要本為凡夫說、祖師來意伝法教迷情、建法幢設叢席、祇有得人、今已得是、所謂我大智首座、自莊年以來、絕文字立學、慕解脫之道、始寒嚴和尚受見之小師、後釈連西堂伝法